

神奈川県地球温暖化対策推進条例の概要

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

I 条例制定・改正の背景

(これまでの取組)

- 本県は、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、「2010年の県内の二酸化炭素（CO₂）総排出量を1990年の水準まで削減する」という目標を設定した。またマイアジェンダ登録制度、普及啓発活動、環境教育などの施策を積極的に推進するとともに、県庁におけるISO14001やESCO事業の導入などの率先実行に取り組んできた。
- しかし、本県のCO₂排出量は、2006年（平成18年）では1990年対比で10.0%増加し、さらに、中長期的な視点に立って温暖化対策をより一層強化しつつ、継続的に取り組むことが必要であった。
- こうしたことを踏まえ、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境に対する負荷が小さい低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代へ引き継いで行くため、条例を制定した。

(今回の改正趣旨)

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書においては、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されている。
- このため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められており、地球温暖化の影響は、気候、地形、文化などにより異なり、地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠であることから、地球温暖化対策計画の施策として、新たに地球温暖化の影響への適応についての取組を行うこととするため、必要な改正を行うとした。

II 基本的な考え方

1 すべての主体による取組を推進

地球温暖化問題はあらゆる主体・分野に及ぶ課題であるため、事業者や県民など、各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組を促す。

2 各主体相互の連携・協働を促進

事業者や県民などそれぞれの主体ごとの取組を進めるとともに、各主体が相互に連携し、協働して温暖化対策に取り組む。

3 神奈川の先進性・優位性の活用

本県には、これまで環境問題に積極的に取り組んできた経験と、これを支えた人材、高度な技術を有する産業の集積がある。こうした本県の有する先進性・優位性を活用して、環境配慮技術の開発・普及を促進し、地球温暖化問題への貢献を目指す。

Ⅲ 主な項目

1 目的

第1条～第6条

地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

2 地球温暖化対策計画等

第7条～第9条

知事は、県全体の地域計画である「地球温暖化対策計画」と、事業者としての県の温暖化対策計画である「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を定めなければならない。

◆ 地球温暖化対策計画に定める事項

- (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
- (2) 県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
- (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項
- (4) 地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 大規模事業者に対する温暖化対策（事業活動温暖化対策計画書制度）

第10条～第17条

一定規模以上の大規模事業者を対象に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の県への提出を義務づけ、それを県が公表するしくみを導入する。

◇ 対象 ①前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500k1/年以上である事業者

* フランチャイズチェーンは一事業者とみなす。

②前年度末において100台以上の自動車を使用する事業者

◇ ねらい 大規模事業者に対し、温室効果ガスの削減に向けたより積極的な取組を促し、産業部門・業務部門の排出削減を図る。

◆ 本県条例の特色

- ・ 計画書の内容として、地域の温暖化対策に貢献する取組（中小企業への省エネ技術の普及・移転、環境教育の実施、森林緑化保全など）を位置づけた。
- ・ ビルオーナーなど計画書提出事業者の取組に対し、テナント等の協力を規定した。
- ・ 知事が計画書の改善を求める際に、学識者等で構成する計画書審査会の意見を聴くこととした。

4 中小規模事業者に対する温暖化対策の取組支援

第11条第4項 第13条

県は、温暖化対策に関する情報や人材が十分ではない中小規模事業者に対し、情報提供を積極的に行い、事業活動温暖化対策計画書（簡易型・任意）に基づく温暖化対策の推進を支援する。

◆ 本県条例の特色

- ・ 県は中小規模事業者に対する情報提供や助言等の支援を行うよう努めることとした。
- ・ 県は中小規模事業者が計画書を提出し、当該計画書に基づく温暖化対策を推進するために必要な支援を行うよう努めることとした。

5 大規模建築物に対する温暖化対策（建築物温暖化対策計画書制度）

第18条～第31条

一定規模以上の建築物を対象に、環境性能評価の実施とその結果の公表、販売や賃貸をする際の広告への表示を義務づける制度を導入する。

- ◇ 対 象 新築、増築又は改築に係る延べ床面積が2,000 m²以上のもの（平成24年9月30日までは5,000 m²を超えるもの）
- ◇ ねらい 環境性能評価の公表や広告への表示により、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図る。

◆ 本県条例の特色

- ・ 販売時の広告への環境性能表示義務を、マンション以外の建築物も対象とすることとした。
- ・ 再生可能エネルギー等の活用の検討を義務付けた。

6 一般住宅の温暖化対策（再生可能エネルギーや省エネ住宅の普及）

第32条

県は、市町村や事業者と連携・協働して、優れた省エネルギー性能を備えた住宅や再生可能エネルギー等を活用した住宅の普及を図るために必要な措置を講じるよう努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 再生可能エネルギーや優れた省エネ性能を備えた住宅等の普及を図るため、県が、市町村、住宅メーカー、住宅展示場主催者などと連携して取組むこととした。

7 開発事業に対する温暖化対策（開発事業温暖化対策計画書制度）

第33条～第39条

一定規模以上の開発事業を対象に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入する。

- ◇ 対 象 10,000 m²以上の区域において、建築物の新築を伴う開発事業。ただし、予定建築物の延べ床面積の合計が5,000 m²以下である場合を除く。
- ◇ ねらい 複数の建物間のエネルギーの共同利用など、計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの排出抑制に配慮した計画を誘導する。

◆ 本県条例の特色

- ・ 開発事業における温暖化対策の検討を求める制度の導入は、都道府県で初めてである。

8 再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進

第40条～第41条

- 県、事業者及び試験研究機関は、連携・協働して、再生可能エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び普及に努める。
- 県は、市町村や事業者等と連携・協働して、再生可能エネルギー等環境配慮技術の活用を促進するための施策を講じるよう努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 本県の環境問題に積極的に取り組んできた経験、人材、産業・技術の集積を活かし、再生可能エネルギーや省エネルギーに関連する環境配慮技術の研究開発を進め、活用の促進を図っていくという考え方を、具体的に規定した。

9 交通に関する温暖化対策

第43条～第45条

- 事業者や県民は、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用の抑制に努める。
- 大規模集客施設の管理者やイベントの主催者は、公共交通機関等の利用や徒歩による来場を促進するための措置を講じるよう努める。
- 自動車メーカーは、エコドライブ機能を有する機器の搭載に努める。
- 自動車メーカー、ディーラー、レンタカー事業者等は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車の製造・販売・提供に努め、企業や県民はそうした自動車の購入や使用に努める。
- 県や駐車場管理者などは、電気自動車など温室効果ガスの排出がより少ない自動車の普及や、充電設備の設置など利用しやすい環境の整備に努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 電気自動車の普及なども含め、交通・自動車に関する温暖化対策を総合的に規定した。

10 日常生活等における温暖化対策

第46条～第47条

- 事業者は、温室効果ガスの排出がより少ない製品や排出抑制に寄与する製品の開発に努める。
- 製品・サービスを販売・提供する事業者は、温室効果ガスの排出がより少ない方法での販売等に努める。
- 事業者及び県民は、事業活動又は日常生活における照明器具、冷暖房機等の機械器具の使用に当たって、エネルギーの使用が過度に渡ることがないように、その見直しに努める。

◆ 本県条例の特色

- ・ 家電製品等に限定せず、ライフサイクル・アセスメント（製品の原料採取から廃棄に至るまでの様々な場面で発生する環境負荷を評価する考え方）の視点も考慮し、幅広い製品、サービスに関する取組を促すとともに、日常生活や職場におけるエネルギー使用の見直しについても規定した。

11 温暖化対策教育の推進

第 48 条

- 県は、教育機関や事業者等と連携・協働して、県民に対する温暖化対策に関する教育・学習の振興や、指導者の育成に努める。
- 県は、教育機関や事業者と連携・協働して、温暖化に関する専門的な人材の育成に努める。
- ◆ 本県条例の特色
 - ・ 地域で活動するリーダーの育成や、エネルギー管理の専門家、排出権取引ビジネスや排出削減プロジェクトに係る人材など、今後、必要となる専門的な人材の育成について規定した。

12 事業の登録

第 49 条～第 52 条

- 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の削減に貢献する事業について、知事の登録を受けることができる。
- ◆ 本県条例の特色
 - ・ 他の者の温暖化対策を支援する事業を登録し、周知を図る制度は、本県独自の規定である。

13 顕彰

第 59 条

- 県は、地球温暖化対策の推進に功績があったと認められるものや優秀な事例の顕彰に努める。

IV 施行時期

平成 21 年 10 月 1 日（計画書制度及び事業登録については、平成 22 年 4 月 1 日）
平成 28 年 10 月 21 日改正、同日施行